

病児保育・病後児保育の利用について

✿病児保育と病後児保育の違いについて

☆病児保育とは（急性期：かかり始め）

病気やけがの急性期を脱しあるお子さんを、医療機関に併設する施設等の病児専用保育室で、保護者に代わって保育や看護をするもの

☆病後児保育とは（回復期：治りかけ）

病気やけがの急性期を過ぎたが完治しておらず、集団生活を送ることが難しいお子さんを、看護師等がいる保育所の病後児専用保育室で一時的にお預かりするもの

✿病児保育と病後児保育利用のめやす

受け入れ可能な病気の範囲

- 感冒(かぜ)や消化不良症など日常罹患する疾患
- 喘息などの慢性疾患
- 骨折、やけどなどの外傷性疾患
- 感染性疾患
(水痘、おたふく、風疹、インフルエンザなど)
- ※隔離室で保育が可能な場合

受け入れが出来ない症状

- ×強い感染力を持つ疾患
- ×喘息発作(中等度以上)
- ×呼吸困難 ×意識混濁
- ×けいれん後48時間以上経過している
- ×経口摂取がまったくできない
- ×嘔吐下痢により、脱水状態
- ×症状が重く点滴を必要とする場合
- ×主治医の診察により、利用不可と判断された場合
- ×所定の連絡票を提出できない場合

	病児保育	病後児保育
感冒(かぜ)や消化不良症などの 日常罹患する疾患	病気の回復期には至らないが、 当面の症状の急変が認められない場合 ※強い感染力を持つ疾患や病状により、 受け入れることが出来ない場合があります。 詳細については、病児保育室にご確認ください。	37.5℃以上の発熱がなく、 下痢や嘔吐・腹痛,の症状が軽快しているが、 倦怠感等が残り安静を必要とする場合
喘息などの慢性疾患		喘息の症状は軽快しているが、 安静の必要がある場合
骨折、やけどなどの外傷性疾患		痛みがなく、傷の状態が安定しているが、 集団生活では安静が保てない場合
感染性疾患 (水痘、おたふく、風疹、 インフルエンザなど)		出席停止期間が過ぎ、登園が可能な状態だが、 倦怠感や食欲不振等の症状が残り集団生活が不安な場合 (各感染症の出席停止期間、登園のめやすは、 こども家庭庁「保育所における感染対策ガイドライン」に記載されている内容を参考とします)